

生成 AI 及び DPC サポートツール導入業務委託契約書(案)

沖縄県立南部医療センター・こども医療センター 院長 重盛 康司（以下「甲」という。）と〇〇〇〇 代表取締役 〇〇 〇〇（以下「乙」という。）とは、生成 AI 及び DPC サポートツール導入業務に関し、次のとおり契約を締結する。

（総則）

第 1 条 乙は、本契約書及び別添の「生成 AI 及び DPC サポートツール導入業務仕様書」（以下「業務」という。）の全部又は一部を、別に定める「生成 AI 及び DPC サポートツール導入業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）に基づき、誠実に業務を履行しなければならない。

2 仕様書に明記されていない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

（契約の保証）

第 2 条 契約保証金は、〇〇円とする。ただし、沖縄県病院事業局財務規程（平成 18 年沖縄県病院事業局管理規程第 19 号）第 133 条第 2 項各号のいずれかに該当するときはこれを免除とする。

（委託料等）

第 3 条 本業務の委託料等は次のとおりとする。

- （1）初期設定導入サポート費用：金〇〇円（うち消費税及び地方消費税の額金〇〇円）
- （2）月額基本料金（賃借料）：金〇〇円（うち消費税及び地方消費税の額金〇〇円）

（契約期間）

第 4 条 契約期間は、令和 8 年〇月〇日から令和 9 年 3 月 31 日までとする。

（業務の調査等）

第 5 条 甲は、必要と認めるときは、乙に対して業務の処理状況について報告を求め、又は調査することができる。

（業務内容の変更等）

第 6 条 甲は、必要と認めるときは、業務の内容を変更し、又は業務を一時中止することができる。この場合において、委託料の額又は履行期限を変更する必要があると認めるときは、甲乙協議のうえ、書面によりこれを定めるものとする。

る。

2 前項の場合において、乙が損害を受けたときは、乙は甲に対して損害の賠償を請求することができる。この場合の賠償額については、甲乙協議して定める。

(履行期限の延長)

第7条 乙は、天災その他乙の責めに帰することができない事由により、履行期限までに業務を完了することができないことが明らかになったときは、遅滞なくその事由を付した書面により、甲に履行期限の延長を求めることができる。

(損害賠償)

第8条 乙は、本契約を履行にあたり、乙の責めに帰すべき事由により、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

(遅延利息及び違約金)

第9条 乙の責めに帰すべき事由により、履行期限までに委託業務を完了できない場合において、期限後であっても完了する見込みがあると認めるときは、甲は延滞日数に応じ、未済部分の委託料に対して、3.0パーセントの割合で計算した違約金を徴収して、その履行を承認することができる。ただし、天災、その他やむを得ない事由があると認めるときは、この限りではない。

(検査及び引渡し)

第10条 乙は、委託業務を完了したときは、甲に対して遅滞なく完了届を提出しなければならない。また、業務が完了した日から起算して30日以内の実績報告書に必要な書類を添えて、甲に提出しなければならない。

2 甲は、前項の実績報告書を受領したときは、その日から10日以内にその成果が契約に適合するかの検査を行い、当該検査結果を乙に通知するものとする。

3 前項の検査の結果、不合格となったときは、乙は自己の費用負担において甲の指示する期限までに補正を行い、再検査を受けなければならない。

(委託料の支払い)

第11条 乙は、前条の検査に合格したときは、甲に対して初期設定導入サポート費用の支払いを請求することができる。

2 甲は、前項の規定による適法な請求書を受領したときは、その日の翌月末までに支払うものとする。

(賃借料の支払い)

第12条 月額基本料金(賃借料)については、前金払いとして、乙から請求書を受領した日の翌月末までに支払うものとする。

(契約の解除等)

第13条 甲は、乙が各号の一に該当する場合においては、この契約を直ちに解除することができる。

- (1) 本契約に違反し、又は違反する恐れがあると認めたとき。
- (2) 本契約の締結又は履行にあたり、不正の行為があったとき。
- (3) 故意又は過失により甲に重大な損害を与えたとき。
- (4) 正当な理由がなく、契約の履行を怠ったとき。
- (5) 関係法令により行政上の処分を受けたとき。
- (6) 本契約に基づく甲の指示に従わなかったとき。
- (7) 法人の役員等（役員又は支店若しくは営業所の代表者、）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (8) 役員等が、自己、自社、若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (9) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (10) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- (11) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

2 前項に該当する場合のほか、甲又は乙が、契約期間中においてこの契約を解除しようとするときは、相手方に対して3か月前までに書面により通知しなければならない。

3 第1項及び第2項の規定により、甲が契約を解除した場合は、甲は乙が損害を被ることがあっても、その賠償の責めは負わない。

4 甲または乙のいずれかがこの契約に違反、その他信義に反する重大な事実があった場合は、他の当事者は書面による催告を行い、当該催告日より60日以内に当該違反が是正されなかったときは、直ちにこの契約を解除することができる。なお、この解除は損害賠償の請求を妨げない。

(不当介入に関する通報・報告)

第14条 乙は、この契約に関して、暴力団、暴力団員から不当介入を受けた場合は、これを拒否し、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに警察へ通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(秘密の保持)

第 15 条 業務の遂行上直接又は間接に知り得た秘密を外部に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。この契約が終了し、又は解約された後においても同様とする。

(個人情報の保護)

第 16 条 乙は、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(権利義務の譲渡及び再委託の禁止)

第 17 条 乙は、甲の書面による承諾を得た場合を除き、この契約によって生ずる権利又は義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡し、又は承継させ、若しくは業務の処理を代行させてはならない。

2 乙は、甲が委託した業務の全部又は一部にかかわらず、第三者に再委託してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承認を得た場合はこの限りではない。とする。

3 前項の規定により甲の承認を得て業務を第三者に再委託する場合においても、乙の義務は免責されるものではない。

(契約外の事項)

第 18 条 本契約に定めのない事項又は本契約の解釈について疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定するものとする。

本契約の締結を証するため、本書を 2 通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自 1 通を保有する。

令和 年 月 日

甲 沖縄県島尻郡南風原町字新川 118 番地の 1
沖縄県立南部医療センター・こども医療センター
院長 重盛 康司

乙 (住所)
(氏名又は名称)
代表取締役社長 ○○ ○○

(別 記)

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報(生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるものをいう。以下同じ。)の保護の重要性を認識し、この契約による業務を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(適正管理)

第3 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(作業場所の特定)

第4 乙は、甲の特定する作業場所において、個人情報を取り扱うものとする。特定した作業場所から当該個人情報を持ち出すことは、厳禁とする。

(収集の制限)

第5 乙は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第6 乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第7 乙は、この契約による業務を行うために甲から提供された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、甲の承諾があるときはこの限りでない。

(業務従事者への周知)

第8 乙は、この契約による業務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該業務に関して知り得た個人情報を正当な理由なく他人に知らせ、又は当該業務の目的以外の目的に使用してはならないこと、沖縄県個人情報保護条例により罰則が適用される場合があることなど、個人情報の保護に必要な事項を周知させるものとする。

(再委託の禁止)

第9 乙は、この契約による個人情報取扱事務については自ら行うものとし、第三者にその取扱いを委託してはならない。ただし、甲が承諾した場合はこの限りでない。

(資料等の返還等)

第10 乙は、この契約による業務を行うために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは当該方法によるものとする。

また、甲の承諾を得て再委託をした場合、乙は甲の指示により、この契約の終了後直ちに当該再委託先から個人情報が記録された資料等を回収するものとする。

(調査)

第11 乙は、この契約による業務を行うに当たり取り扱っている個人情報の状況について、甲の求めがあった場合は、随時調査報告することとする。

(事故発生時における報告)

第12 乙は、この特記事項に違反する事態が生じ、又は生じる恐れのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(損害賠償)

第13 業務の処理に関し、個人情報の取扱いにより発生した損害(第三者に及ぼした損害を含む。)のために生じた経費は、乙が負担するものとする。